

第34回農業委員会総会議事録

令和2年10月6日(火)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第129号から第131号)
日程第4 議事(議案第113号から第114号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 1 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
6 番	城石 美枝子	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	9 番	石庭 文男
10 番	舟木 康眞	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (4 人)

5 番	有沢 敏博	11 番	帯刀 眞理子
19 番	佐伯 瑞穂	23 番	水上 幸雄

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第 129 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 130 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 131 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第 113 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 114 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	安元 啓二
主査	青木 克憲	主査	吉田 大樹

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（舟木会長）

ただいまから、第34回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「4番 永森委員」「6番 城石委員」をそれぞれ指名します。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第129号の説明)

議長(舟木会長)

報告第129号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。

(報告第130号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第130号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第131号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第131号農地法第18条第6項の規定による通知等について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

贈与というのは生前贈与か。

事務局（青木）

今回の案件は生前贈与である。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第113号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第113号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書の4ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第113号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

松山委員

4、5番の贈与の内容を教えてください。

事務局（青木）

どちらも兄弟間の贈与である。

土合委員

2、3番は交換であるが、どれくらいの面積まで贈与税がかからないのか。

事務局（福井）

評価額の差が110万円未満であれば、贈与税は発生しない。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第113号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第113号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第114号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 1 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 5 ページの議案第 1 1 4 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 4 号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 1 1 4 号の 1 番について、横山委員から説明をお願いします。

横山委員

議案第 1 1 4 号の 1 番について説明します。
申請人は〇〇市内のアパートで妻と子の 3 人で暮らしています。
現在のアパートでは手狭となったため、妻の実家に近いこの地区で住宅を建築することとしました。申請地は学校等も近く最適な環境であります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山委員

譲受者は〇〇だが、農地を所有していなくても許可されるのか。

事務局（青木）

当該地は第三者が住宅を建てられるエリアであり、転用基準を満たしている。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 1 1 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第 1 1 4 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 3 4 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 3 2 分

その他協議・報告事項

令和 2 年度富山県農業委員会研修大会について

次期農業委員応募推薦の状況について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 1 1 月 6 日(金)午後 2 時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

その他

- ・のうねん 9 月号
- ・アグリとやま第 121 号

第三十四回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年十月七日
至 令和二年十月三十日